

## 1. 大阪府公立高等学校入学者選抜について

### 1) 入学者選抜制度の変遷

選抜年度	概要
H26	学区が撤廃
H28	調査書の評定（対象は3年生のみ）が絶対評価（全国学力・学習状況調査を活用）／アドミッションポリシー（※）導入／前期・後期日程が撤廃され、原則一本化（一般選抜）
H29	調査書の評定の対象は2年生、3年生（2年生は大阪府チャレンジテスト結果が個人反映）に
H30	調査書の評定の対象が全学年になる（1年生：2年生：3年生＝2：2：6）
R2	評定において、学校の平均点により各校の評定の平均の範囲が定められる（1、2年生のチャレンジテストの結果変更 R5年度選抜対象生徒より）。

※アドミッションポリシーとは

学校が求める生徒像、期待する生徒の姿を示したものの。志望校を決定する判断材料の一つで、受験生が出願時に自己申告書を作成する際に参考とするもの。

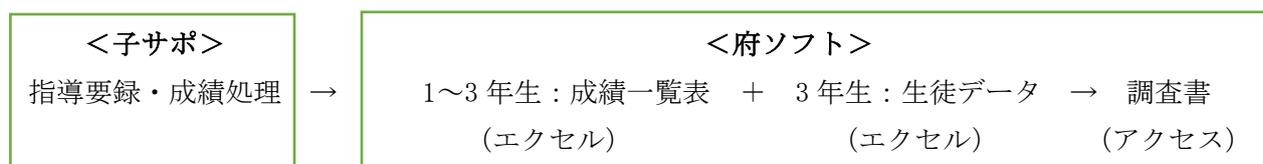
### 2) 調査書作成の概要

通常の成績管理は、校務支援システム（C4th）「子どもサポートシステム」（以下「子サポ」）を活用し、大阪府公立高等学校入学に要する調査書については、大阪府教育委員会が作成する調査書作成ソフト（以下「府ソフト」）により作成する（H29年度入学者選抜から実施）。

中学校は、府ソフトに必要な成績データ（成績一覧表）を作成し、3年時に調査書を作成する。このため、中学校では、子サポからデータを抽出し、府ソフトに成績データを張り付けるなどをして作業をすることとなる。なお、C4thは大阪市等府内教育委員会も利用している。

なお作成マニュアルとしては、本市「堺市調査書作成・点検マニュアル」、大阪府「調査書作成ソフトマニュアル」が中学校校に示されている。

※参考資料1「調査書作成工程概要」参照



<令和4年度府立高等学校選抜に関するスケジュール>

前年度まで	1、2年時の成績一覧表を各年度末に作成
2月1-2日、14-15日	公立特別選抜出願 ← 調査書（3年生2学期まで）
2月10日前後	私立高等学校試験・合格発表
2月17-18日	公立特別選抜試験
2月下旬	中学校で担任と保護者等が懇談
2月28日	公立特別選抜合格発表
3月2日-4日	公立一般選抜出願 ← 調査書（3年生3学期まで）
3月9日	公立一般選抜試験
3月17日	公立一般選抜合格発表

## 2. 本市における調査書誤記載事案について（学校の対応）

### 1) 誤記載の概要（合計 22 校）

年度	学校	選抜種類	評定影響	合否影響	対象	概要	経緯
H28	F	特別	○	—	1名	○評定の誤記載 ・子サポの修正漏れ	2/22、懇談時に指摘
H29	G	特別	—	—	5名	○活動等の記録の誤記載 ・府ソフトへのコピー誤り	3/5、学校独自点検
	H	一般	○	—	1名	○評定の誤記載 ・修正前の調査書を提出	3/8、全校一斉調査
	I	一般	○	—	1名	○評定の誤記載 ・府ソフトで転入生評定を誤入力	3/8、全校一斉調査
	J	一般	—	—	1名	○生年月日の誤記載 ・入学時から子サポに誤り	3/8、高校から指摘
	K	一般	—	—	1名	○課程欄の誤記載 ・全員の課程欄を全日制で入力	3/8、全校一斉調査
	L	一般	—	—	1名	○生年月日の誤記載 ・入学時から子サポに誤り	3/8、高校から指摘
	M	一般	○	—	3名	○評定の誤記載 ・府ソフトで成績修正漏れ ・成績一覧番号の並び替え誤り	3/8、全校一斉調査
H30	N	特別	—	—	1名	○課程欄の誤記載 ・府ソフトで課程欄の誤入力	2/15、高校から指摘
	M	一般	—	—	123名	○QRコード印字漏れ ・同コードが必要との認識なし	3/6、高校から指摘
	O	特別	○	—	1名	○評定の誤記載 ・修正前データを読み込む	2/18、生徒から指摘
	P	一般	—	—	1名	○活動等の記録の誤記載 ・府ソフトへのコピー誤り	6月、高校から指摘
R1	F	一般	○	—	2名	○評定の誤記載 ・1クラス1教科で誤評価	3/11、学校独自点検
R2	Q	一般	○	—	1名	○評定の誤記載 ・転入生の評定2教科を入れ替え	4/9、高校（口頭開示）から指摘
	R	一般	—	—	1名	○生年月日の誤記載 ・子サポで転入生を誤入力	3/11、全校一斉調査
	S	一般	—	—	1名	○性別の誤記載 ・府ソフトの誤入力	3/18、高校から指摘
	T	特別	—	—	1名	○生年月日の誤記載	2/15、高校から指摘
一般		—	—	1名	・府ソフトで誤入力	3/9、高校から指摘	

年度	学校	選抜種類	評定影響	合否影響	対象	概要	経緯
R2	U	一般	—	—	1名	○QRコード印字漏れ ・同コードが必要との認識なし	3/4、高校から指摘
	G	一般	—	—	2名	○活動等の記録・生年月日誤記載 ・府ソフトへのコピー誤り	3/11、高校から指摘、 全校一斉調査
	V	特別	—	—	1名	○課程欄の誤記載 ・全生徒課程欄を全日制と入力	2/18、高校から指摘
R3	A	一般	○	○	22名	○評定の誤記載(1名合否影響) ・成績一覧番号の貼り付け誤り	4/9、卒業生(口頭 開示)から指摘
	B	一般	○	○	49名	○評定の誤記載(1名合否影響) ・誤って特別選抜用を利用	4/18、全校一斉調査
			—		4名	○活動等の記録の誤記載(調査中) ・子サポの誤入力	6/9、卒業生(開示 請求)から指摘
	C	一般	○	—	4名	○評定の誤記載 ・修正前データを読み込む	4/18、全校一斉調査
	D	一般	—	—	1名	○生年月日の誤記載 ・府ソフトで誤入力	4/18、全校一斉調査
	E	一般	—	—	1名	○性別の誤記載 ・府ソフトで誤入力	3/17、高校から指摘

※R3年度のA・B・C校は、令和4年4月22日付け報道提供で示した学校と同様である。

### <誤記載項目の分類>

項目	誤記載の要因
評定 (11)	修正失念(4)、転入生のデータ入力(2)、 <u>成績一覧番号の誤付与(2)</u> 、 <u>成績データの選択錯誤(3)</u>
活動/行動の記録 (4)	PC作業(4) ※追加調査中
志願課程 (3)	全員を一律入力(2)、区分の錯誤(1)
生年月日・性別 (8)	元データ(1)、PC作業錯誤(5)、転入生のデータ入力(2)
QRコード (2)	作業理解が不十分(2)

※( )内は件数

### <作業工程における誤記載項目>

	子サポ 作業時	子サポから府ソフト への加工時	府ソフト 作業時	合計
評定	2件	5件	4件	11件
活動/行動の記録	1件	3件	0件	4件
志願課程	0件	0件	3件	3件
生年月日/性別	3件	1件	4件	8件
QRコード	0件	0件	2件	2件
合計	6件	9件	13件	28件

## 2) 令和3年度（令和4年度選抜）の誤記載が判明した5校の概要について

※下線：マニュアル違反に該当するもの 波線：上記を除く作業ミスに該当するもの

### ①A校（22名）

項目	概要等
内容	1年生時の成績一覧表の番号及び評定の誤記載
原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子サポの生徒管理コードと、府ソフト用の各生徒の成績一覧番号を異なる番号で管理していた。</li> <li>・原因としては、子サポから出力したエクセルデータ（生徒管理コード順）に1年生時に付与した成績一覧番号を張り付けたが、同管理コードが変更のあった生徒に気付かず、<u>同一覧番号の貼り付けに行ずれが発生した。</u></li> <li>・調査書確認時に、<u>成績一覧番号は3年生分のみを確認し、1、2年生分は確認していなかった。</u></li> <li>・評定の点検は、子サポと子サポから転記した進路指導用資料により行い、<u>子サポと調査書自体との点検は行っていなかった。</u></li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長は作業内容をおおむね理解していた。教頭は作業を行った経験があった。</li> <li>・校内で調査書作成事務の体制（「学籍・成績管理者」「調査書作成担当者」「各委員」）を明示していたが、<u>役割分担の内容や作業スケジュールは明示せず。</u></li> <li>・調査書作成担当者は同担当が1年目であった。手順の理解が不十分で調査書が子サポのデータが反映されているものと誤認していた。</li> <li>・学籍・成績管理担当者は、当該事務を長年経験していたが、他の教員の欠員があったため代わりに授業を行い、調査書作成担当者を支援する余裕がなかった。</li> <li>・点検は職員室で行っていた。（集中できる別室で行うことが望ましい。）</li> </ul>

### ②B校（49名）＋（4名）

（R4.4判明分：49名）

項目	概要等
内容	3年生時の評定（一般選抜において、特別選抜用データを使用）
原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査書作成担当者が、子サポの成績データで特別選抜分と一般選抜分をパソコン画面上で見比べたのち、<u>誤って特別選抜分を府ソフトの成績一覧表(a)に反映。</u></li> <li>・調査書作成担当は府ソフトにより調査書を印刷し、<u>各担任に評定以外を点検するよう配付した（評定は点検しなくてもよいと解された）。</u></li> <li>・各担任は<u>評定以外を点検し、誤りを修正した(b)。</u></li> <li>・調査書封入前に最終点検を行ったが、<u>点検用資料が(a)であり誤りに気付かず。</u></li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長、教頭は作業内容をおおむね理解していた。</li> <li>・校長は、私立高等学校と特別選抜の調査書については細部を確認した。</li> <li>・校内で調査書作成事務の体制（「学籍・成績管理者」「調査書作成担当者」「各委員」）を明示していたが、<u>役割分担の内容や作業スケジュールは明示せず。</u></li> <li>・学籍・成績管理者、調査書作成担当者とも、調査書作成の作業経験はあった。</li> <li>・調査書作成担当者が当該事務の経験者であり過信していた様子。他の教職員も同担当者に作業を委ね、点検の際も<u>同担当者の指示項目のみを点検し、評定を複数の</u></li> </ul>

	<p>教職員で点検しなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査書作成時期、校長は校内の様々な対応に注力する必要があったことから、調査書作成担当者に作業や確認を委ねてしまった。</li> </ul>
--	---

(R4.6 判明分：4名) ※追加調査中

項目	概要等
内 容	活動／行動の記録
原 因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子サポの入力時に、当該項目欄に部活動や委員会活動の名称など、<u>誤った情報を入力した（テキストコピー修正漏れと誤入力）</u>。</li> <li>・府ソフトで生徒データを作成する際、誤った子サポのデータが入力された。</li> <li>・各担任は評定以外を点検し、誤りを修正した際（b）も認知されず。</li> <li>・<u>子サポの入力内容と基となるデータ（生徒の申告や校内の記録）の突合を怠った。</u></li> </ul>
背 景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2名の教諭が子サポに誤入力した。（生徒4人は2つのクラスに所属）。</li> <li>・テキストコピー修正漏れ内容は、部活動名（1名）、委員会名（2名）であった。</li> <li>・誤入力内容は、英検の合格級とコンクールの受賞内容（1名）であった。</li> <li>・生徒指導課が令和4年4月に全校に対して、調査書の再点検を指示したことで、49名の誤記載が判明したが、本事案は見過ごされた。原因は、<u>学校が、子サポ入力内容が調査書の基となるデータと同じであると誤って認識していたこと</u>であった。</li> <li>・なお、派遣された指導主事も中学校で調査書の点検をしたが、子サポに記載された基のデータまで確認していなかった。</li> </ul> <p>※再点検指示の関連内容 「活動／行動の記録の基となる資料（調査書作成ソフト生徒データ入力前の資料等）とともに確認した」</p>

③C校（4名）

項目	概要等
内 容	1年生時の社会科の評定
原 因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和1年度末、成績の修正があり、府ソフトで1年生の成績データを訂正し、訂正後の成績一覧表を誤って2年生のフォルダに保存した。<u>1年生の訂正前の成績データは削除せず、1年生のフォルダには、訂正前の成績一覧表が残存していた。</u></li> <li>・調査書作成の際、誤って訂正前の成績データを使用した。</li> <li>・評定の点検は複数人で行ったが、作成手順の理解が不十分であるため、府ソフト内（成績一覧表と調査書）で行い、<u>子サポと調査書自体との点検は行わず。</u></li> </ul>

④D校（1名）

項目	概要等
内 容	生年月日
原 因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子サポから府ソフトへのデータ移行時にコピー&amp;ペーストを利用せず（できないと思っていた）、生徒データに<u>生年月日を直接入力し、1名誤入力となった。</u></li> <li>・<u>生年月日に誤記載が発生する可能性があるという認識がなく、点検作業においても間違いを見逃した。</u></li> </ul>

⑤E校（1名）

項目	概要等
内容	性別
原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府ソフトで生徒データを作成する際、1名の性別を誤入力していた（ドロップダウンリストの選択を誤っていた）。</li> <li>・5名の教職員で子サポと照合して確認したが、<u>性別欄の確認が漏れていた。</u></li> </ul>

<ポイント>

- 評定を中心に点検した結果、誤記載項目別では、28件中の評定の誤りが11件、生年月日・性別の誤りが8件である（<誤記載項目の分類>から）。
- 作業工程別では、28件中、府ソフト作業時が13件、子サポから府ソフト加工時が9件である（<作業工程における誤記載項目>から）。
- 点検により誤記載が防止できるが、最初の誤入力等の段階以外に、調査書作成の最後の段階でも点検ができていない。
- 校内の調査書作成事務体制が形骸化し、特定の教職員の業務となっている。
- マニュアルや作業手順の理解が不足している。

### 3. 教育委員会事務局の対応

#### 1) 入学者選抜に関する調査書作成と誤記載判明までのこれまでの流れ

入学者選抜と誤記載判明までの流れ	教育委員会事務局 (生徒指導課)	中学校
11月頃 大阪府公立高等学校入学者選抜の実施内容が決定	・学校へ実施内容を説明し、適正な事務について研修を実施	・校長会（進路指導担当）が、実施内容を情報収集し同会で共有
2月頃 中学3年生が進路を決定し、高校受験を出願		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等との懇談会を実施</li> <li>・受験校へ提出する調査書を作成</li> </ul>

※ 調査書の誤記載が発生 ※

3月以降（願書出願後） 誤記載判明（初動）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該校へ指導主事を派遣し、状況を把握</li> <li>・教育委員会事務局内で状況を報告し、共有</li> <li>・大阪府教育委員会に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会事務局（生徒指導課）へ報告</li> </ul>
誤記載判明（状況把握）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校一斉調査実施</li> <li>・調査書の差し替えを中学校に指示</li> <li>・大阪府教育委員会に対処策を含めて報告</li> <li>・（合否影響の場合）報道提供対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成調査書の点検</li> <li>・調査書の差し替えを高等学校に依頼</li> <li>・教育委員会事務局（生徒指導課）へ対応策も含めて報告</li> </ul>

### <学校教育部生徒指導課の概要>

- 主な業務として、生徒指導、いじめ、進路指導のほか、登下校の安全確保の総合調整等を行っている。
- 所属職員は、全て指導主事（教員籍）であり、約半数が中学校籍である。  
令和4年度：職員10名、うち中学校籍6名 令和3年度：職員10名、うち中学校籍5名  
※令和2年度以前も、概ね同じような状況であった。
- 令和3年度、進路指導を担当は4名。職員で学校勤務時に進路指導主事を経験した職員はいない。  
※政令指定都市20市の平均では、進路指導主事経験者が担当課に配置されている割合は約11%であり、堺市を含め4市が0%である。（堺市調べ）

### 2) 調査書の誤記載が判明した際の教育委員会事務局内の報告等について

- ・例年、調査書の誤記載が判明した際、生徒指導課は当該校からの報告を受け、教育長まで報告を行っていた。その後、大阪府教育委員会に報告している。
- ・平成29年度、中学校7校で調査書の誤記載が発生した際は、当該事案の概要を市長まで報告していた（市長報告は当該年度分と令和3年度分のみ）。その際も入学者選抜の合否に影響がないことから、報道提供は行わなかった。なお、このような判断をいつ行ったかについての時期等は不明である。
- ・本市では、入学者選抜の合否に影響しない場合は、教育委員会事務局内での状況の共有で留められており（平成29年度分と令和3年度分を除く）、教育委員への報告も行われていなかった。
- ・令和2年度全校一斉調査後に、当時の教育長が生徒指導課に対して厳正に対処するよう指示したが、生徒指導課は、教職員の人事担当課である教職員人事課と協議、合否に影響のなかった過去の事例との関連から誤記載のあった学校教職員の処分は行われなかった。なお、この結果が当時の教育長までフィードバックされていたかについては、その記録がなく不明である。
- ・令和3年度、令和2年度全校一斉調査で報告されなかった追加の誤記載が判明したQ校について、新教育長まで報告は行ったが、この事案が「令和2年度全校一斉調査後の追加報告であること」「令和2年度の事案に対して前教育長から厳正に対処するよう指示があったこと」を踏まえた説明はない。また「教職員人事課と協議」を行っていない。これらについて、教育長報告までにライン組織（局・部・課）で適正な判断に向けた十分な議論があったかは、記録もなく不明である。

#### 【参考】類似事例

- ・平成30年4月、府内の自治体において、1中学校で132人の評価データに誤りがあることが判明した。再選抜した結果、高等学校4校で計4人が追加合格となり、同自治体では事案を公表した。
- ・原因として、一般選抜において府ソフトに担当教員がデータ入力する際、誤った評価データ（特別選抜用）を入力したためであった。入力は一進路担当の教員が1名で担い、担任や校長らが活動や行動記録の記述欄などを点検したが、評価データについてはソフトによって正確なデータが入っていると思込み、点検はしてなかった。

### 3) 調査書の誤記載が判明した際の生徒指導課から学校に対する主な指示等について

- ・誤記載が判明した際、当該校への聞き取りを行い、顛末書の提出を指示し、生徒指導課長がマニュアルの履行について指導する。なお、顛末書に記載された対応策の実施について確認はしていない。  
【指導内容：以下の（ア）のとおり】
- ・平成29年度の事案を受け、平成30年度に堺市の独自のマニュアルを作成し、調査書作成担当者である進路指導担当教員を対象として調査書作成の研修を実施し、その後も研修を実施している。

- 令和元年の事案を受け、令和2年度には同マニュアルを改訂し、進路指導担当教員向けに同誤記載事例を周知した。以後、毎年度の前年度の誤記載事例について周知している。

【指導内容：以下の（ウ）のとおり】

- 令和2年度の事案を受け、令和3年度に同マニュアルをさらに改訂し、進路指導担当教員向けに事例周知し、併せて全中校長に対しても調査書が生徒の将来に関わる重大な書類であること、誤記載が信用・信頼を失うこと、懲戒処分や訴訟にもなりうることなどから絶対に誤りのないよう指導した。

【指導内容：以下の（イ）（ウ）のとおり】

【補足】令和3年度学校への指導内容

区分	時期	指導内容
(ア)	R3.6	生徒指導課職員が、全校の進路指導担当教員で構成される進路指導部会で留意点、失敗事例（概要）を説明。
(イ)	R3.7	生徒指導課長が、全校長に留意点、失敗事例（概要）、処分もありうると説明。
(ウ)	R3.10	生徒指導課職員が、進路指導部会で業務内容、失敗事例（概要）、作成の流れ、マニュアル改訂ポイントを説明。市の調査書マニュアル改訂版を配付。

※参考資料2「堺市調査書作成・点検マニュアル」参照

#### 4) 生徒指導課職員への聞き取り概要について

主な事項	生徒指導課職員（平成28～令和4年度在籍職員のうち4名）
調査書の重要性に対する認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>進路に関する業務は最重要であり、調査書作成の時期ともなれば、担当職員を中心に全課員が緊張感をもって業務に従事してきた。</li> </ul>
誤記載に対する認識（原因）	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアルを遵守して作業を行えば、誤記載は発生しないと考えている。</li> <li>教職員が多忙であったとしても調査書作成にあたっては、複数の担当者で点検しなければならぬし、それで誤記載は防ぐことができる。</li> <li>各学級の担任が最終的に責任をもって点検すれば修正することができる（ただし、マニュアルには明記されていない）。</li> </ul>
誤記載に対する認識（重大性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>性別や生年月日等の記載を間違えることはあり得るが、特に評定と活動等の記録は誤りがあってはならない。</li> <li>誤記載が発生した場合には、大阪府教育委員会から問われるだけでなく、本市としても全校調査は必要だと考えている。</li> <li>調査書の誤記載は、結果として合否に影響がないのであれば、報道機関や人事担当への情報提供までは考えていなかった。</li> </ul>
調査書作成の作業内容に対する認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>学年主任、学級担任は毎年入れ替わるうえに、進路指導主事も交代していくことが多いので、調査書作成に関するノウハウが蓄積され難い。</li> <li>チャレンジテストによる評定の変更や、調査書作成にかかる作業工程が変更となり、その詳細を理解していない管理職・教員がいる。</li> </ul>
調査書の誤記載を無くすために必要なことに対する認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市作成のマニュアルの遵守と、校長会（進路指導部会）との連携。</li> <li>調査書提出前に、指導主事が全中学校での最終点検に立ち会う。</li> <li>誤記載を生起した当該中学校の校長に対して、教育委員会事務局の局長等からの指導を行い、危機感を喚起することが必要である。</li> </ul>

<ポイント>

- 誤記載事案の改善や公表の是非に係る意思決定等について記録を残していない。
- 令和 2 年度の誤記載発覚時や追加の誤記載発覚時において、抜本的に対処を変えることができる機会であったが、ライン組織での適正な判断に向けた十分な議論がされたかが不明であり、結果として教育委員会事務局の対応を変えることはなかった。
- 顛末書に記載された対応策の実施について確認をしていない等、実効性を担保する意識が薄い。
- 誤記載の原因について、学校がマニュアルを遵守できていないこと以外に幅広く踏み込んだ検討がなされていない。
- 性別や生年月日等の記載を間違えることはあり得るが、特に評定と活動等の記録は誤りがあるとはならない。
- 毎年発生していた誤記載についても、合否に影響する事案になっていたかもしれないという思いに至っていない。